

平成 26 年 8 月
京都市職員共済組合

〔 222-3240 (共済企画・年金担当)
3239 (保健担当) 〕

目 次

- 1 平成 25 年度決算が承認されました
- 2 平成 26 年 12 月に全国市町村職員共済組合連合会に加入します
- 3 長期給付の掛金率の改定について
- 4 平成 27 年 10 月から掛金等の算定方法が変わります ～標準報酬制へ移行～
- 5 特例による退職共済年金の支給開始年齢及び老齢基礎年金について
- 6 地共済年金情報 Web サイトについて
- 7 配偶者の方が国民年金第 3 号被保険者でなくなった場合の手続きについて
- 8 扶養状況調査を実施しています
- 9 総合がん検診の募集を開始します
- 10 特定健診・特定保健指導を健康づくりにご活用ください
- 11 住宅貸付の取扱いの変更について
- 12 保養所きよみずの営業終了日について

(京都市職員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会からのお知らせ)

「団体信用生命保険の取扱いについて」(住宅貸付)

1 平成 25 年度決算が承認されました

平成 26 年 6 月 24 日に開催された第 136 回組合会において、共済組合の平成 25 年度決算が承認されましたので、主な経理科目の概要についてお知らせします。

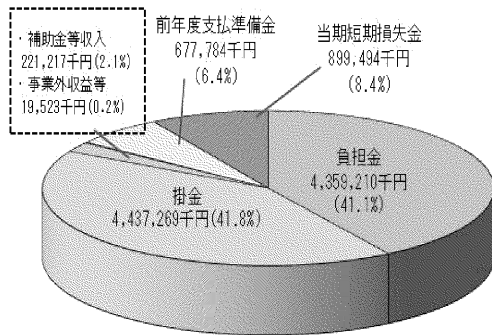
1 短期経理〔医療保険〕

短期給付事業は、組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡及び災害等の給付を行う事業です。

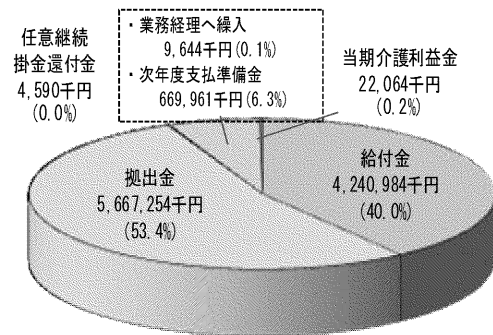
収入総額は 9 億 7 千万 500 万円で、主な内訳は京都市等の負担金が 4 億 3 千万 921 万円、組合員の皆様の掛金が 4 億 3 千万 727 万円、補助金等収入(育児・介護休業手当金交付金)が 2 億 2 千万 122 万円などとなっています。一方、支出総額は 1 億 0 千万 6 億 1 千万 450 万円で、主な内訳は保健給付等の給付金が 4 億 2 千万 098 万円、高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金が 5 億 6 千万 725 万円などとなっています。介護保険に係る勘定については、当期介護利益金 2 億 2 千万 06 万円の黒字を累積赤字の解消に充てる一方で、医療保険に係る勘定については、医療費や高齢者医療制度への拠出金負担が高水準で推移しているため、当期短期損失金(赤字)として、8 億 9 千万 949 万円を計上し、積立金を取り崩して収支を均衡させています。

今後、国の社会保障制度改革において、高齢者医療及び介護保険の制度改正が検討されており、拠出金の更なる増額が予想されます。また、掛金率等を抑制するための積立金の活用も限界があり、財政状況はますます厳しくなっていくことが想定され、ひいては、組合員の皆様や事業主か

ら頂く掛金及び負担金の額に影響してきます。組合員の皆様におかれましては、当組合の安定的な財政運営また掛金率等の上昇抑制のためにも、適正な医療機関の受診やジェネリック医薬品の積極的な利用等にご協力くださいますようお願いいたします。



◇収入 計 9,715,003千円



◆支出 計 10,614,497千円

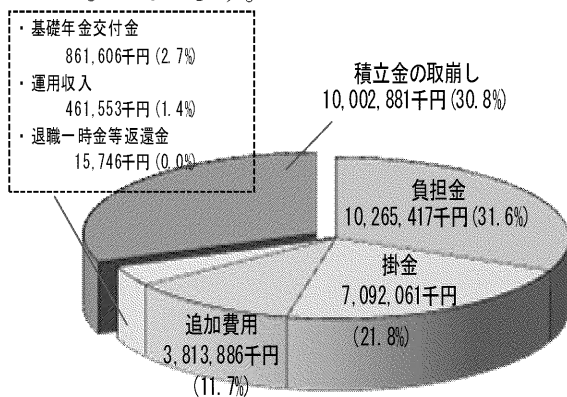
※ () は収入又は支出総額に占める割合

- ◇ 負担金・・・地方公共団体が負担する負担金
- ◇ 掛金・・・組合員の皆様が負担する掛金
- ◇ 補助金等収入・・・育児・介護休業手当金交付金
- ◇ 事業外収益・・・保有資産の利息及び配当金等
- ◆ 拠出金・・・高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金
- ◆ 次年度支払準備金・・・将来の給付金支払のため積立てなければならない準備金

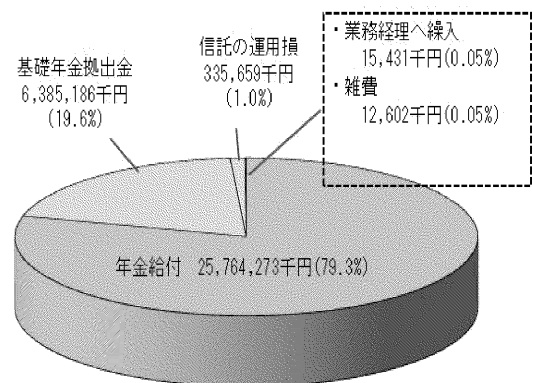
2 長期経理〔年金〕

長期給付事業は、掛金、負担金及び将来の年金支給のための積立金の運用収入により、退職者等への年金給付を行っています。

収入総額は225億1,027万円で、主な内訳は京都市等の負担金が102億6,542万円、組合員の皆様の掛金が70億9,206万円、追加費用が38億1,389万円、基礎年金交付金が8億6,161万円、運用収入が4億6,155万円となっています。一方、支出総額は325億1,315万円で、主な内訳は年金給付が257億6,427万円、基礎年金拠出金が63億8,519万円となっています。なお、収入と支出の差額100億288万円については、長期給付積立金から取り崩しており、平成25年度末の積立金は266億2,619万円となっています。



◇収入 計 22,510,269千円



◆支出 計 32,513,150千円

- ◇ 追加費用・・・共済組合が発足した昭和37年12月より前の期間に相当する年金の実額を地方公共団体が負担するもの
- ◆ 信託の運用損等については、年金支給のための長期給付積立金の取崩しの際の含み損を計上したものです。なお、金銭信託による運用では、これまでに約73億円の運用益を上げています。

組合員・年金受給権者数等

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
組合員数(A) [人]	14,054	13,921	13,734	13,688	13,635
年金受給権者数 [人]	16,235	16,599	16,896	17,135	17,100
うち退職共済年金等受給権者数(B) [人]	10,693	10,952	11,140	11,283	11,037
成熟度(B/A) [%]	76.1	78.7	81.1	82.4	80.9

成熟度・・・組合員と退職共済年金等受給権者（在職20年以上であった者）の人数の割合を示した数値のこと

3 業務経理〔事務費〕

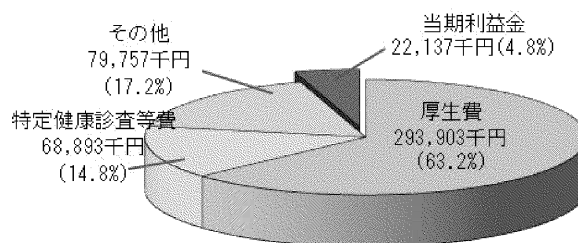
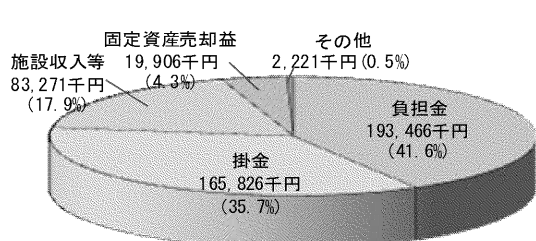
業務経理は、短期及び長期給付に係る事務費を管理・執行する経理です。この経理の費用は、京都市等の負担金と短期及び長期経理からの繰入金によって賄われています。

収入総額は、7,767万円で、主な内訳は京都市等の負担金が5,208万円、短期及び長期経理からの繰入が2,508万円となっています。一方、支出総額は8,444万円で、主な内訳は図書印刷費や郵送料等の事務費が1,261万円、年金システム等の委託費5,406万円、共済組合ニュース等の普及費が386万円となっています。なお、収入と支出の差額677万円については、当期損失金として計上しています。

4 保健経理〔保健事業〕

保健事業は、組合員の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査・保健指導、人間ドック・脳ドック・各種がん検診、職員相談室、スポーツ施設、歩こう会、保養所きよみずなどの事業を行っています。

収入総額は4億6,469万円で、内訳は京都市等の負担金が1億9,347万円、組合員の皆様の掛金が1億6,583万円、施設収入等が8,327万円、保養所音羽寮の売却益が1,991万円となっています。一方、支出総額は4億4,255万円で、主な内訳は各種検診事業等を実施するための厚生費が2億9,390万円、特定健康診査等費が6,889万円となっています。なお、収入と支出の差額2,214万円については、当期利益金として計上しています。



◇収入 計464,689千円

◆支出 計442,553千円

- ◇ 施設収入等・・・定期健康診断に代えて人間ドックを受けられた方に係る事業主からの法定健診受託料等
- ◆ 厚生費・・・人間ドック、脳ドック、がん検診に係る健康診断費、体育事業助成、スポーツ施設及び各種セミナーに係る経費等
- ◆ その他・・・保養所きよみずや職員相談室の運営経費等

5 貸付経理〔貸付事業〕

貸付事業は、組合員の臨時（住宅、住宅災害、高額医療及び出産）の支出に対する貸付を行っています。

	住宅貸付	高額医療貸付	出産貸付
貸付件数（件）	11	0	0
貸付金額（千円）	77,500	0	0

2 平成26年12月に全国市町村職員共済組合連合会に加入します

平成24年8月に「被用者年金一元化法」が成立し、平成27年10月から公務員等も厚生年金に加入することが決まりました。これに伴い、年金に関する事務の一層の効率化を図るため、当共済組合をはじめとした指定都市職員共済組合は、平成26年12月に全国市町村職員共済組合連合会（市町村連合会）へ加入することになりました。

全国市町村職員共済組合連合会とは

地方公務員等共済組合法に基づいて、年金給付等の業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、設立された組織で、現在、全ての市町村職員共済組合（47組合）及び全ての都市職員共済組合（3組合）により構成されています。

市町村連合会では、主に構成組合の長期給付（年金）業務（決定、支払い、積立金の管理運用等）を一元的に行っているほか、短期給付（医療保険）事業に係る財政調整事業、災害給付資金や育児・介護休業手当金給付に要する資金の交付事業、また、組合員等の宿泊、会議の用に資するための施設（東京グリーンパレス）の経営を行っています。

（市町村連合会のホームページ <http://www.shichousonren.or.jp>）

加入後の共済組合の事業について

市町村連合会への加入に伴い、市町村連合会が行っている共同事業に参画するとともに、事業に必要な経費を負担することになります。

また、平成27年10月の厚生年金への加入に併せて、当共済組合が保有している年金支給のための積立金は市町村連合会に引き継ぎ、以後年金の支給については市町村連合会が行うこととなりますが、掛金負担金等の徴収、年金に係る各種申請・相談の窓口業務、健康保険業務については、これまでどおり、当共済組合で行いますので、特に変更はありません。

3 長期給付の掛金率の改定について

共済年金の掛金率は、地方公務員共済組合連合会が全ての公務員共通の率を定めており、本年は、共済年金の掛金率が見直される5年に1度の「財政再計算」の年となっています。

この度の財政再計算により平成26年9月から長期給付の掛金率が以下のとおり改定されます。

(1) 平成26年9月から平成27年8月までの掛金率

(単位：千分比)

	現 行	平成26年9月以降
給 料	103.5625	105.775 ※1
期末勤勉手当	82.85	84.62 ※2

※1 103.5625 (現行) + 3.54 (引上げ保険料率) ÷ 2 (労使折半) × 1.25 (給料に諸手当を勘案した率)

※2 82.85 (現行) + 3.54 (引上げ保険料率) ÷ 2 (労使折半)

(2) 平成26年9月からの長期掛金額の目安表

〈毎月の本給〉

	現行掛金 (103.5625/1000)	改定後掛金 (105.775/1000)	掛金の増加額
200,000円	20,712円	21,155円	443円
300,000円	31,068円	31,732円	664円
400,000円	41,425円	42,310円	885円
496,000円	51,367円	52,464円	1,097円

※ 本給が496,000円以上の場合は、496,000円とみなします。

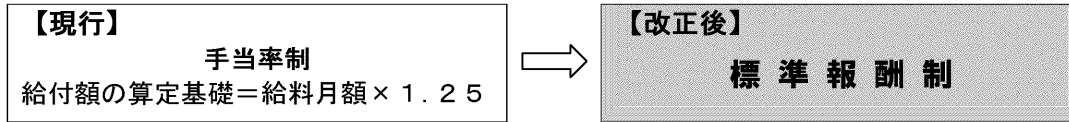
〈期末勤勉手当〉

	現行掛金 (82.85/1000)	改定後掛金 (84.62/1000)	掛金の増加額
500,000円	41,425円	42,310円	885円
800,000円	66,280円	67,696円	1,416円
1,000,000円	82,850円	84,620円	1,770円
1,500,000円	124,275円	126,930円	2,655円

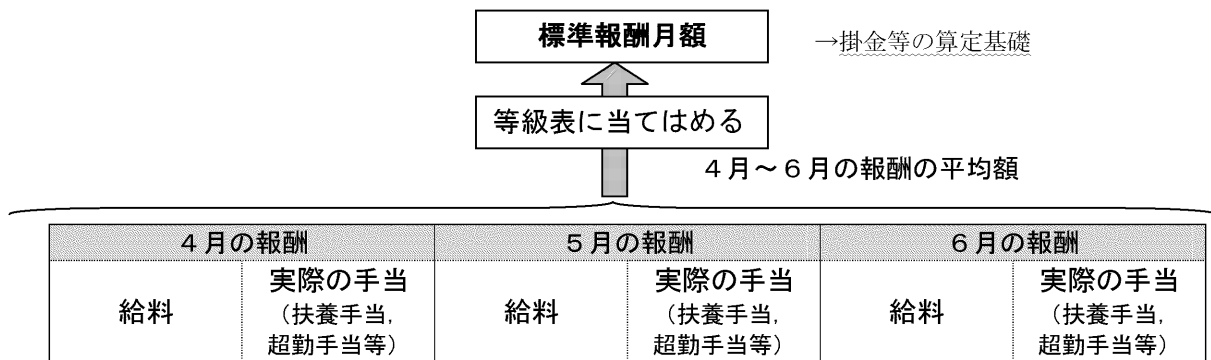
※ 期末勤勉手当が1,500,000円以上の場合は、1,500,000円とみなします。

4 平成27年10月から掛金等の算定方法が変わります ～ 標準報酬制へ移行 ～

被用者年金一元化法の施行に伴い、平成27年10月から地方公務員共済制度における掛金等及び給付額の算定基礎が、これまでの給料月額を基準に一定率を掛けて計算する「手当率制」から、扶養手当や超勤手当等を含めて計算する「標準報酬制」に移行します。



標準報酬制…毎年4月から6月までの報酬の平均額を基に「標準報酬月額」を原則、年1回決定（定時決定）します。これをその年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とし、掛金等の算定基礎とする仕組みです。定時決定のほかに、定期昇給等で報酬が大きく変動した場合には標準報酬月額を改定する「随時改定」等があります。また、期末手当等の額を基に「標準期末手当等の額」を決定します。



※経過措置として、制度開始時の平成27年10月から平成28年8月は、平成27年6月の報酬を基に標準報酬月額が決定されます。

<標準報酬月額等級表>

(単位：円)

等級	標準報酬月額	標準報酬	等級	標準報酬月額	標準報酬	等級	標準報酬月額	標準報酬
1	98,000	101,000未満	11	180,000	175,000以上185,000未満	21	360,000	350,000以上370,000未満
2	104,000	101,000以上107,000未満	12	190,000	185,000以上195,000未満	22	380,000	370,000以上395,000未満
3	110,000	107,000以上114,000未満	13	200,000	195,000以上210,000未満	23	410,000	395,000以上425,000未満
4	118,000	114,000以上122,000未満	14	220,000	210,000以上230,000未満	24	440,000	425,000以上455,000未満
5	126,000	122,000以上130,000未満	15	240,000	230,000以上250,000未満	25	470,000	455,000以上485,000未満
6	134,000	130,000以上138,000未満	16	260,000	250,000以上270,000未満	26	500,000	485,000以上515,000未満
7	142,000	138,000以上146,000未満	17	280,000	270,000以上290,000未満	27	530,000	515,000以上545,000未満
8	150,000	146,000以上155,000未満	18	300,000	290,000以上310,000未満	28	560,000	545,000以上575,000未満
9	160,000	155,000以上165,000未満	19	320,000	310,000以上330,000未満	29	590,000	575,000以上605,000未満
10	170,000	165,000以上175,000未満	20	340,000	330,000以上350,000未満	30	620,000	605,000以上

5 特例による退職共済年金の支給開始年齢及び老齢基礎年金について

1 退職共済年金の支給開始年齢の引上げについて

従来は、60歳から特例による退職共済年金が支給されていましたが、昭和28年4月2日以降生まれの方につきましては、生年月日に応じて支給開始年齢が下表のとおり段階的に引上がっています。

<退職共済年金の支給開始年齢>

生 年 月 日	支給開始年齢
昭和28年4月1日以前に生まれた方 (特定消防組合員の方は昭和34年4月1日以前)	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日に生まれた方 (特定消防組合員の方は昭和34年4月2日～昭和36年4月1日)	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日に生まれた方 (特定消防組合員の方は昭和36年4月2日～昭和38年4月1日)	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日に生まれた方 (特定消防組合員の方は昭和38年4月2日～昭和40年4月1日)	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日に生まれた方 (特定消防組合員の方は昭和40年4月2日～昭和42年4月1日)	64歳
昭和36年4月2日以降に生まれた方 (特定消防組合員の方は昭和42年4月2日以降)	65歳

- ※ 被用者年金の一元化により、平成27年10月1日以降に受給権が発生する方は、退職共済年金ではなく老齢厚生年金となります。
- ※ 特定消防組合員とは消防司令以下の消防職員の方で、退職時又は年金の受給権発生時まで引き続き20年以上消防職員として在職していた方のことをいいます。
- ※ 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれの特定消防組合員の方は64歳である間、定額部分が加算されます。(65歳以降は日本年金機構から老齢基礎年金が支給されるので定額部分はなくなります。)
- ※ 65歳以上(昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれの特定消防組合員の方は64歳以上)の方で一定の要件に該当する方には加給年金が加算されます。

2 繰上げ請求について

(1) 特例による退職共済年金の繰上げ請求

支給開始年齢が61歳以降となる方は、60歳以降支給開始年齢になるまでの間、一定割合を減額して特例による退職共済年金の支給を繰上げ請求することができます。この場合は繰上げ請求をした月から支給開始年齢に達する月の前月までの月数に0.5%を乗じた率(1年あたり6%)の減額となり、この減額は生涯続きます。

ただし、繰上げ請求する場合、老齢基礎年金(国民年金)や老齢厚生年金も併せて繰上げ請求をする必要があるほか、共済組合の組合員である間(常時勤務の再任用職員を含む。)は繰上げ請求をしても、退職共済年金の全部又は一部が支給停止となるなど、ご注意ください。

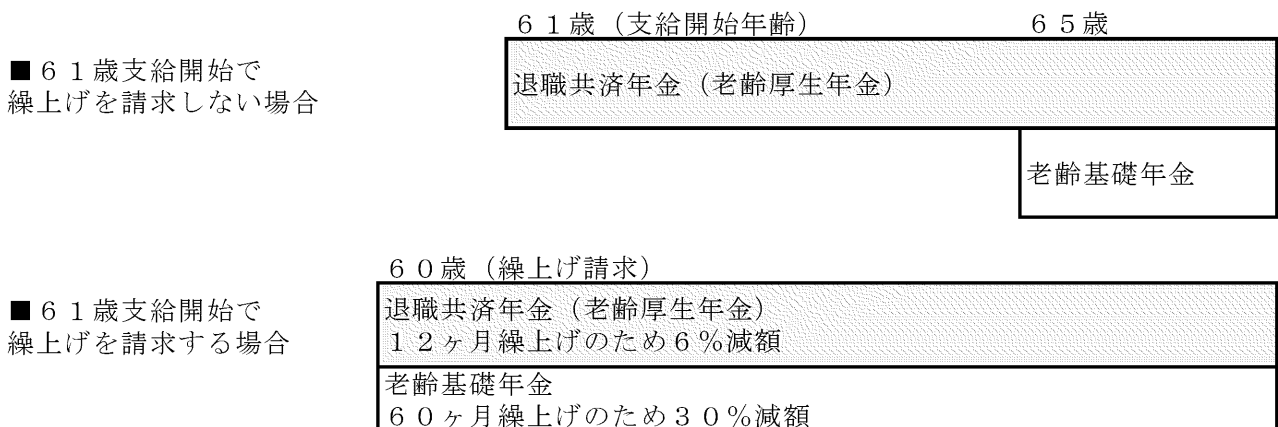
がありますので、共済組合まで事前にご相談ください。

(2) 老齢基礎年金（国民年金）

20歳以上60歳未満の共済組合の組合員期間は、国民年金第2号被保険者として老齢基礎年金の納付済期間となるため、当該期間分の老齢基礎年金が受給できます。受給開始年齢は、65歳となっており、退職共済年金と併せて受給することができます。この老齢基礎年金につきましても60歳以降、繰上げ請求ができます（減額率は1月あたり0.5%で、この減額は生涯続きます。）が、退職共済年金の支給開始年齢前に老齢基礎年金の繰上げ請求をした場合、退職共済年金も同時に繰上げ請求をしなければならないのでご注意ください。

<繰上げのイメージ図>

昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれの一般組合員の場合



6 地共済年金情報 Web サイトについて

退職共済年金の見込み額等について、これまで地共済年金情報 Web サイトで確認することができましたが、委託業者との契約終了により、平成27年4月1日以降は閲覧できなくなる予定です。平成27年4月1日以降の退職共済年金の見込み額の確認方法につきましては未定ですが、詳細が判明次第、共済組合ニュース等でお知らせします。なお、平成27年3月31日までは引き続き利用していただくことができます。

7 配偶者の方が国民年金第3号被保険者でなくなった場合の手続きについて

国民年金第3号被保険者につきましては、これまでは資格を取得する場合にのみ手続きが必要で、資格を喪失する場合には手続きは不要でした。この度法改正に伴い、平成26年12月1日以降、一定の要件（配偶者の収入の増加及び離婚）に該当したことで配偶者の方が被扶養者でなくなった場合には、短期給付（健康保険）の「被扶養者申告書（家族調書）」に併せて「被扶養配偶者非該当届」を提出していただくこととなります。詳細については、別途通知させていただきますので、よろしくお願ひします。

8 扶養状況調査を実施しております

当組合では、年に一度、被扶養者の公平かつ適正な認定のため、扶養状況調査を行っています。調査の対象となった組合員の皆様には、ご協力いただきありがとうございます。提出いただいた調査票を確認し、記載内容に応じて再調査をさせていただくこともありますので、引き続きよろしくお願いたします。

☆よくある質問に平均月額のお考え方があります☆

就職やパート・アルバイトの収入がある場合、認定基準額（年額130万円・月額108,334円）の変動にご注意ください。

(例) 4月の収入	70,000円	} A }	} B
5月の収入	110,000円		
6月の収入	90,000円		
7月の収入	130,000円		

上記の例でいくと

A : 4月～6月の平均
90,000円

と

B : 5月～7月の平均
110,000円

A : 90,000円 < 108,334円 → 基準内のため、継続して被扶養者のままです。

B : 110,000円 > 108,334円 → 削除の申請が必要です。

(上記の例の場合8月1日が削除日になります。)

9 総合がん検診の募集を開始します

総合がん検診について、定期健康診断や特定健康診査と組み合わせることで、人間ドック並みの検査とすることを目的に、今年度から「総合がん検診【充実型】」を創設しました。9月下旬～10月上旬に募集を行いますので、受診を希望される方は、共済組合まで申し込んでください。

なお、従来どおり気になる部分だけを検査したい方は、同時期に募集予定の「総合がん検診【基本型】」をご利用ください。

総合がん検診【充実型】※平成26年度創設

検診内容 (基本項目) 眼底・眼圧・肺機能・腹部超音波・胃がん・大腸がん
(選択項目) 乳がん・子宮がん・肺がん・前立腺がん

※前立腺がんについては50歳以上の男性のみ、肺がんについては45歳以上の男性、女性のみ(いずれも年齢は平成26年4月1日現在の年齢)

自己負担金 5,000円(えらべる倶楽部(きょうとりフレッシュプラン)の利用可)

受診期間 平成26年11月～平成27年3月(健診機関により異なる)

注意事項 **人間ドックとの併用は不可**

健診機関 京都市立病院、堀川病院、京都予防医学センター、京都市城南診療所、大澤クリニック、音羽病院健診センター、シミズ四条大宮クリニック、京都工場保健会総合健診センター

総合がん検診【基本型】※昨年度の総合がん検診とほぼ同内容

検診内容 胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・肺がん・前立腺がん

自己負担金 各検査700円(複数検査の場合、自己負担金の最高額は2,000円)

受診期間 平成26年11月～平成27年3月(健診機関により異なる)

注意事項 **人間ドックとの併用可能**

健診機関 堀川病院、京都予防医学センター、京都市城南診療所、大澤クリニック、山科武田ラクト健診センター、音羽病院健診センター、シミズ四条大宮クリニック、京都南病院、京都工場保健会総合健診センター、武田病院健診センター(京都駅前)

10 特定健診・特定保健指導を健康づくりにご活用ください

共済組合では、「心臓病」「脳卒中」「がん」などを引き起こすメタボリックシンドロームの早期発見を目的とした特定健康診査（特定健診）を、40歳以上の方を対象に実施しています（職員の方は定期健康診断や人間ドックで実施）。

8月初旬には、**40歳以上の被扶養者の方を対象に特定健診の受診券を配布**しました。受診券を利用することで、ご近所の診療所などで健診を**無料で**受診することができます。

また、特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な方に対しては、特定保健指導を実施します。特定保健指導では、まず初めに面接を行い、医師や管理栄養士、保健師などの専門家とともに、一人一人のライフスタイルに合った健康づくりの方法を考えます。そして半年後、取り組みの成果を専門家とともに振り返ります。対象になられた方は、積極的にご利用ください。



特定保健指導体験者の感想紹介！

平成25年度に特定保健指導を利用した、当共済組合の係長へインタビューしてみました！

森本保健係長



特定健診の結果、
動機付け支援の
対象者に…

2年前の数値…

体 重	77.5 kg
腹 囲	87.5 cm
B M I	25.7
血 圧	139/87
中性脂肪	155
H b A 1 c	5.1
HDLコレステロール	62

腹囲、BMI、中性脂肪が
基準値オーバーです…

今年度の 定期健康診断の数値！

体 重	71.2 kg
腹 囲	82.5 cm
B M I	23.8
血 圧	137/88
中性脂肪	78
H b A 1 c	5.2
HDLコレステロール	64

6kgの減量に成功！
全ての検査数値が基準値内に
改善！！

特定保健指導を利用するきっかけはなんだったのでしょうか？

—職員の健康づくりを推奨する部署で働く自分が、メタボ予備軍では説得力に欠けると考え、利用を決意しました。また、特定保健指導の効果を身を以て示したいという思いもありました。

健康づくりのために取り組まれたことを教えてください。

—①無理をしない ②すぐに成果を期待しない ③気長にやる の3点について心掛け、特定保健指導を担当していただいた保健師さんとも相談し、次のことに取り組みました。

- ・野菜の摂取量を増やす、野菜を先に食べる。
- ・なるべくドカ食いをしない（ドカ食いしても、ドカ食いを続けない）。ゆっくり食べる。
食後のデザートや、ビールの量は変えていません。ただ、普段はビールは糖質オフのものを飲むようにしています。毎日続けることはできませんでしたが、意識しながら気長にやっています。
- ・やはり、運動の機会を増やす（ウォーキングやジョギングなど。今は子供が所属する少年野球チームの手伝いもしています）。

共済組合の特定保健指導を利用して良かったことは？

—専門家の意見を聞いたことです。栄養学・医学的な見地から説明されると、説得力がありますね。また、毎日の食事内容を記録することで、健康的な食事を心がけるようになりました。

減量に成功された感想などをお聞かせください。

—体も軽く感じますし、数値が改善して嬉しいです。無理な減量ではないのでリバウンドもなく順調に体重が減っています。生活習慣病予防と医療費の削減に向け、今後も積極的に健康づくりに取り組みたいです。

1 1 住宅貸付の取扱いの変更について

平成26年7月1日付けの「共済組合からのお知らせ」でお知らせしたとおり、住宅貸付の取扱いが変わります。主な変更点は次のとおりです。取扱いの変更は一部を除き、平成26年12月1日以降申込受付分からです。

1 抵当権の設定が不要となりました

平成26年6月24日以降申込受付分について、抵当権の設定は不要となりました。既に抵当権を設定している場合は、組合員からの申し出があれば、抵当権を放棄します。

2 団体信用生命保険（任意）及び債務返済支援保険（任意）の取扱いを始めます

概要については、12ページをご覧ください（詳細な手続き等については、改めてご案内します）。

3 償還額に関する制限が変わります

【現在】 毎月の償還額（当組合以外からの借入等に係る返済分も含む） ≤ 給料月額の3分の1

【変更後】 毎月の償還額（当組合以外からの借入等に係る返済分も含む） ≤ 給料月額の100分の30
年間の償還額（当組合以外からの借入等に係る返済分も含む） ≤ 年収相当額の100分の30

4 貸付可能限度額が変わります

【現在】 （一財）京都市職員厚生会からの住宅貸付残高を貸付限度額から減額

【変更後】 （一財）京都市職員厚生会からの住宅貸付残高及び財形住宅貸付の貸付残高を貸付限度額から減額

5 貸付利息及び償還方法の取扱いが変わります

【現在】 ・月割り利息及び日割り利息の併用
・償還方法の変更可（給与のみの償還からボーナス併用償還への変更等）

【変更後】 ・月割り利息のみ
・償還方法の変更不可（申込時の償還方法で固定）

1 2 保養所きよみずの営業終了日について

保養所きよみずについては、組合員利用の減少、共済組合の厳しい財政状況等を踏まえ廃止することを、平成26年3月の「共済組合ニュース」でお知らせしたところですが、この度、営業終了日を平成27年3月31日と決定しました。

京都市職員共済組合および全国市町村職員共済組合連合会からのお知らせ

団体信用生命保険の取扱いについて

京都市職員共済組合は平成26年12月1日から全国市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」といいます。)の構成組合となります。

これに伴い連合会の団体信用生命保険および債務返済支援保険を実施することとなりました。

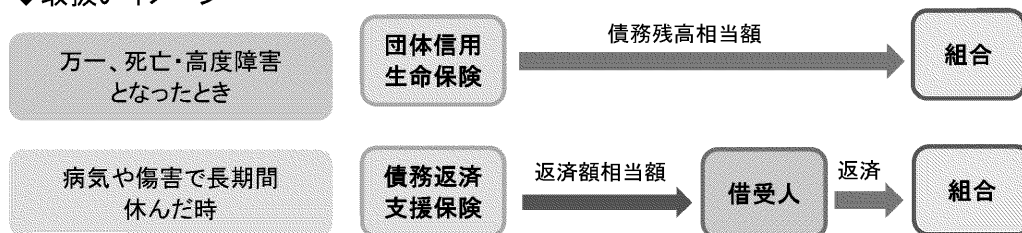
<団体信用生命保険について>

団体信用生命保険では、借受人が貸付金償還期間中に死亡した場合または所定の高度障害の状態となった場合に、組合に対して死亡保険金または高度障害保険金が支払われるため、借受人およびその家族等による償還は不要となります。

<債務返済支援保険について>

団体信用生命保険の特約制度として、病気や傷害によって長期の休職となった場合に返済金相当額(平均返済月額)を保険金として3年を限度に受け取ることができます。

◆取扱いイメージ



<制度の概要>

		取扱い
団体信用生命保険	保険金額	新規貸付時は貸付金額、中途加入時は貸付残高を10万円単位に切上げて計算します。なお、毎年9月末の残高に基づき更新します。(保険金額は1年間固定です。)
	特約保証料 (加入者の負担金)	保険金10万円あたり月額20円
債務返済支援保険	保険金額	年間の返済額を12で除した平均返済月額を保険金額とします。毎年9月末の返済情報に基づき更新します。(保険金額は1年間固定です。)
	保険料	保険料は平均返済月額1万円あたり月額99円。

※団体信用生命保険の特約保証料および債務返済支援保険の保険料は見直される場合があります。

加入受付開始：平成26年12月1日より

※共済組合から貸付を受けている方が対象となります。

※債務返済支援保険のみの加入はできません。

※連合会の団信事業の詳細は加入申込時に配付する「だんしん事業 加入手続きのご案内」および「だんしん事業 重要事項に関するご説明」をご参照ください。

<お問い合わせ先>

京都市職員共済組合 保健係 (電話:222-3239)